

令和4年 第2回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年2月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時00分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	欠席	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	出席	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	欠席
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	出席
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第2回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに4番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条を議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>番号1の審議前に報告2号報告事項が審議に関係するため、先に報告させていただきます。</p> <p>16ページをご覧ください。こちらは農地法18条第6項の規定による通知でございます。</p> <p>今月は、1筆の賃貸借の合意解約の届出がありました。内容は3条で農地を取得するにあたり、賃借権の設定を解約したとのこと。</p> <p>以上、第2号報告事項になります。引き続き番号1について説明させていただきます。</p> <p>3ページ番号1をご覧ください。受人 大字〇△△△番地 〇〇 〇 渡人〇〇市〇〇町〇△丁目△番地△△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 3,173㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 12,962㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成7年8月17日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。</p> <p>4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇字〇〇地内の農地で、以前から受人が農地を借りて野菜（きゅうり等）を栽培しています。</p> <p>受人の年齢は現在75歳の専業農家で、主に水稲、きゅうり、露地野菜を生産されております。</p> <p>受人と妻の農業常時日数は300日で、農業に従事しています。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は耕作できないため、受人は借りている土地を取得し、継続的にきゅうりの生産量を確保したいとのこと。</p> <p>以上3条の番号1の案件になります。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>3条の番号1を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>申請人から連絡があり現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いします。</p>

<p>推進委員 東兎玉4番</p>	<p>先日現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。6番委員。</p>
<p>6番委員</p>	<p>売買金額を教えてください。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>一反当たり△△△△△△円とのことです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続いて3条番号2について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3条の番号2の説明の前に、審議に関連する報告をさせていただきます。</p> <p>12ページの第1号報告事項をご覧ください。2アール未満の農業用施設の届出</p>

についてでございます。

小規模な農業用施設設置には届出を行うことで、農地転用許可が不要となるものです。

次ページをご覧ください。申請人は町内でブルーベリー観光農園を行っており、届出の施設は雨・日除けとして農作業を行うにあたり、車の駐車及びブルーベリーのせん定やワラ・資材の一時置き場として利用しており、今後も引き続き必要な施設とのことで届出書の提出がありました。

次ページをご覧ください。配置図にある△△-△番地はブルーベリー畑であり、赤枠箇所に届出施設として単管パイプで作業施設が設置されています。

既に施設が設置されていることについて、今回、隣の農地取得にあたり指摘され、手続きが必要であることを知ったとのことです。今後は気を付けるとのことで始末書が提出されています。報告事項は以上でございます。

引き続き番号2の説明をさせていただきます。

3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△番△ 地目 畑 面積 540㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無自作地 10,514㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 令和3年10月6日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 2 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から0.5km 取得前 畑 取得後 畑

農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。

5ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は受人が相対で借り受けており、ブルーベリーを栽培しています。

受人の年齢は現在77歳の専業農家で、主にブルーベリー、露地野菜、水稻を生産されております。

受人と妻の農業常時日数は280日で、農業に従事しています。

申請地隣の△△番△は受人の所有農地で申請地と一体してブルーベリーを生産されております。

申請に至った経緯ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、渡人はブルーベリーの生産向上を図るとのことです。

以上3条の番号2の案件になります。ご審議お願いいたします。

議長

3条の番号2を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。

9 番委員	<p>申請人から連絡があり現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久 4 番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 松久 4 番	<p>先日現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。3 条の番号 2 について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第 3 条の番号 1、番号 2 の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>第 2 号議案 農地法第 5 条を議題といたします。5 条の番号 1 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受人 ○○市○○町○○○△△△番地△ 株式会社 ○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字</p>

	<p>〇〇字〇〇 △△△△番△ 畑 1筆 28㎡ 転用目的 貸家住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 不動産業・建築業</p> <p>新設 2棟 89.42㎡ 2階建て 取得状況 平成28年7月27日 相続仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 〇〇△△△△番△△雑種地314㎡と合わせて342㎡です。</p> <p>8ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は〇〇市〇〇町で建売住宅の販売、貸家業を営む法人です。</p> <p>申請地北の〇〇△△△△-△△は受人の所有する土地で、貸家住宅2棟の建築にあたり、申請地を利用することで車両の出入りが容易となることから一体利用することを計画したとのことです。</p> <p>また、渡人からは周りが宅地に囲まれ、土地も小さく不整形であり、耕作に不向きな土地であるとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地北と南に4m道路があり、北側の道路にある水道と道路側溝へ排水を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築2棟2階建てで建築面積は44.71㎡が2つの予定です。</p> <p>7ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の番号1を審議いたします。こちらは私の担当地域になりますので補足説明をします。</p>
	<p>先日松久3番推進委員と現地を確認いたしました。特に問題はないと思います。ご審議をよろしく願います。</p>
	<p>次に、推進委員松久3番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 松久3番	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p>
	<p>次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。</p>

	<p>質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第3号議案 認定農業者の更新申請に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>10ページをご覧ください。認定農業者の申請になります。</p> <p>次ページをご覧ください。番号1〇〇県〇〇郡〇〇〇町大字〇〇〇△△△ー△△△ 昭和△△年△月△日 露地野菜 レタス17→18ha キャベツ8ha ハクサイ5ha 〇〇町の農地を12ha借りている 人材の年間雇用や、外国人研修生の受け入れなどを積極的に行い、生産力の向上を図る。トラクターの更新を行い、規模及び収益の拡大を目指すとのことです。</p> <p>申請人は〇〇町と〇〇県〇〇町で広域的に営農を行う農業者で、認定農業者の申請先は関東農政局になるとのことです。すでに〇〇県の〇〇〇町では認定農業だったが、更新にあたり〇〇町でも営農が行われているため国から意見照会があったようです。ご審議をお願いします。</p>
議 長	推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。大沢2番
推進委員 大沢2番	申請者は美里町のどこを耕作しておりますか。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区等を耕作されているようです。
推進委員 大沢 2 番	議案書の中に、申請者の主な耕作農地を入れた方が良いのではないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	認定農業者の担当に、そういった意見があったことをお伝えします。
議 長	その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。
事務局	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。1 番委員
1 番委員	認定農業者は、何のために更新するのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請人は5年前に認定農業者の申請をし、期限が切れるため今回更新の申請をしています。認定農業者は現状の農業経営を改善してより良い農業を行っていく農業者に対して、サポートをしていく制度で、補助金が出たり、様々なメリットがあるようです。
1 番委員	この方は〇〇町の方ですが、美里で耕作する時、トラクターはその都度持ってくるのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	その都度持ってくるようです。
議 長	他に農業委員の方で質問はありますか。5番委員
5番委員	何人の構成員で農業を行っているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3人で耕作しているようです。
議 長	他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。認定農業者の更新申請に係る意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、意見なしと決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。
会長代理	本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第2回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月25日

議 長

署名委員

署名委員